

2010年5月7日

内閣府特命担当大臣 福島 みずほ 殿  
消費者庁長官 内田 俊一 殿  
消費者委員会委員長 松本 恒雄 殿

健康食品産業協議会  
委員長 木村 毅



〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町 2-7-27

(財) 日本健康・栄養食品協会内

TEL03-3268-3131 FAX03-3268-3135

## 要望書

### 全ての健康食品の重要情報を消費者へ提供する仕組みの構築

健康食品は多くの国民に利用されており、市場は過去20年間に約3倍成長し、現在では2兆円近い市場を形成している。今回の要望書を提出する健康食品産業協議会は、(財)日本健康・栄養食品協会が主催し、全日本健康自然食品協会、健康と食品懇話会、薬業健康食品研究会、国際栄養食品協会(AIFN)、日本栄養評議会(CRN JAPAN)、未来食品技術研究会及びエグゼクティブ会議が参加しており、各団体の加盟会社の合計は1300社以上となる。

健康食品の使用実態に関するアンケート調査では約60%の消費者が健康食品を利用しており、また別の調査では利用者の60%以上が機能を実感している。しかし、一方では健康食品の機能や品質に関する疑問の声もあり、現行制度の廃止も含め規制の大幅な強化を求める動きもある。健康食品産業協議会は安全性、品質管理、規格基準、エビデンスなどに関する自主基準の制定・強化とそれらの情報が的確に消費者に伝わる仕組みの構築によって、業界全体の適正化と消費者が健康食品を正しく使用できる環境が整備されると考えている。多くの問題の根底には現行制度において、健康食品の安全性、有効性、摂取量、摂取方法等に関する基本的な情報の提供が制限されているため理解しにくいことにあり、規制強化による情報提供の制限は健康・維持増進を目的に健康食品を利用している消費者の為にも、真面目に事業に取り組んでいる多くの事業者の為にもならず、むしろ混乱を招くと考えている。

健康食品の規制に関しては、1986年健康食品の安全性と信頼性を担保するために、当時の厚生省の指導のもと創設したJHFAマーク表示許可制度が初めてである。この制度は、財団法人日本健康・栄養食品協会が定めた製品ごとの規格基準に適合している場合に認証するもので、本制度の運用は、健康食品による健康被害への対策として価値あるものと判断され、現実にこれまでJHFAマーク商品による消費者からのクレームは極めて少ない。その意味で本制度は、消費者の健康食品の使用に大きく貢献しうるものと考えている。その後新しい食品素材や食品加工技術の登場とともに、食品の健康維持増進に寄与する機能の研究が活発化し、機能性食品の概念が構築されるとともに1991年に特定保健用食品制度が誕生した。

現在健康食品は法律的な枠組みの中にある保健機能食品（特定保健用食品と栄養機能食品）と法律的な枠組みのない、いわゆる健康食品とに分かれている。特定保健用食品制度については、日本は世界に先駆けて食品の機能性表示を可能にし、製品毎での評価を行う独自性により健康食品事業全体の発展を牽引してきた。国際的には、欧米でも健康機能強調表示制度が施行され、コーデックスでは栄養健康強調表示の使用や科学的根拠に関するガイドラインが策定された。近隣諸国の中国、韓国、台湾では、日本の特定保健用食品制度も参考にした製品毎・素材毎の個別審査に基づく制度が施行されている。一方、アセアン諸国では規制や制度の整備は進行中であり、栄養機能・比較・含有強調表示は個別認可型での審査体制の導入が始まっている。健康食品先進国として日本は産官学及び消費者の積極的な協力体制の下に、特定保健用食品制度の利点や改善点に配慮し、国際調和の観点も取り入れた「健康食品」全体を包括した枠組みを作り、その中で産業の育成推進、規制監視を行っていくことが必要であると思われる。

健康食品産業協議会としては、保健機能食品制度の改善とその他のいわゆる健康食品に関する自主基準の強化に向けた支援と消費者への情報提供の仕組みの構築を要望する。具体的な要望は下記に記す。

特定保健用食品（保健機能食品）に関しては、

- 1) 審査基準の明確化と透明化の確保
- 2) 許可後に新たな科学的情報が生じた場合の対策
- 3) 消費者の理解と要望に見合った表示内容の改善と保健用途の拡大
- 4) 規格基準型特定保健用食品の拡充
- 5) 業界の「適正広告自主基準」の運用促進

栄養機能食品（保健機能食品）に関しては、

- 1) 国際動向を見据えた栄養成分等を含む食品素材の拡大
- 2) 新たな栄養成分等に関して許可制度の採用

いわゆる健康食品に関しては、

- 1) 食品であることの明示
- 2) 消費者に解りやすい健康食品としての特性表示
- 3) 安全性、品質管理、規格基準、有効性データなどの認証、ならびに関連情報の表示に関する仕組みの構築
- 4) 保健機能性に関する科学的情報の第三者データベースへの掲載

これらを産官学及び消費者との連携により実現することで一定のエビデンスのあるいわゆる健康食品に関しては、保健機能食品制度に取り込むとともに消費者に解りやすい表示を行い、その他のいわゆる健康食品に関しても、消費者の知りたい情報を限定的な表示と表示以外の手法により情報提供することで、健康食品に関する透明性を向上させることが可能となる。これにより健康食品業界の適正化と共に、事業者にとってもより高いレベルの情報を得ることがメ리트になり、健康食品全体のレベルを押し上げるものになると信じられる。